

◎新潟県告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 帯織停車場大面線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
三条市帯織字乙号3390番1から	新	4.0～7.3メートル	16.5メートル
同市帯織字乙号3387番2まで	旧	4.0～5.0メートル	16.5メートル